

審査基準整理票（案）

処 分 名	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限		
根 拠 法 令 名	農地法(昭和27年法律第229号)	第5条第1項	
基 準 法 令 名	農地法	第5条第2項	
所 管 部 署	農業委員会事務局 農地係		
標 準 処 理 期 間	4週間(4ha以下の転用) 6週間(4ha超の転用)	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【「農地法の運用について」の制定について(4ha以下の転用)】 【農地法関係事務に係る処理基準について(4ha超の転用)】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[許可基準]</p> <p>農地法第5条第2項各号に掲げる不許可の事由に該当しないこと、及び4ha以下の転用にあたっては「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）別添の第2に規定する許可基準を、4ha超の転用にあたっては「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第7に規定する許可基準を基準とする。</p> <p>※参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>農地法第5条第1項（一部のみ記載）</p> <p>農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第4項において同じ。）にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>[基準法令]</p> <p>農地法第5条第2項（一部のみ記載）</p> <p>前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第1号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>[参考法令]</p> <p>滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 別表第19号の2</p>			